

## 民法等（成年後見等関係）の改正に関する要綱案（案）（1）（説明付き）

## 第1 法定後見制度

5 （前注）1及び2の規律に関して、民法（明治29年法律第89号）第7条から第1  
9条まで、第876条の4及び第876条の9の規律を削除し、又は改め、さら  
に、法定後見制度との関係では同法第859条の規律を削除するものとする。

## 1 補助の開始の要件及び効果等

10 補助の開始の要件及び効果等について、次のような規律を設けるものと  
する。

## (1) 補助開始の審判

15 ① 精神上の理由により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助開始の審判を請求することができる者として公正証書によって本人の指定した者又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。

20 ② 本人以外の者の請求により、補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。ただし、本人がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

25 ③ 補助開始の審判は、補助人の同意を要する旨の審判若しくは特定補助人を付する処分の審判のいずれか又は補助人に代理権を付与する旨の審判をする必要がある場合において、これらの審判と同時にしなければならない。

④ 補助開始の審判を受けた者に、補助人を付する。

## (2) 公正証書による指定

30 ① (1)①の公正証書による指定をする場合には、本人が、特定の者を補助開始の審判をすることができる者として指定する旨を公証人に口授しなければならない。

② ①の公正証書は、公証人法（明治41年法律第53号）の定めるところにより作成するものとする。

35 ③ 口がきけない者が①の指定をする場合には、本人は、公証人の前で、特定の者を補助開始の審判を請求することができる者として指定する旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、①の口授に代えなければならない。

④ 公証人は、③に定める方式に従って公正証書を作ったときは、その旨

をその証書に記載し、又は記録しなければならない。

(3) 補助人の同意を要する旨の審判等

① 家庭裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、補助開始の審判を受けた者（補助開始の審判を受ける者となるべき者を含む。（4）①及び（5）①において同じ。）が特定の行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

一 補助開始の審判をする場合において、（1）①に規定する者から請求があったとき。

二 補助開始の審判があった後、（1）①に規定する者又は補助人若しくは補助監督人から請求があったとき。

② ①の特定の行為は、次に掲げる行為のうち家庭裁判所が定めるものをいう。

一 預金又は貯金の預入又は払戻しの請求をすること。

二 元本を領収し、又は利用すること。

三 借財又は保証をすること。

四 居住建物の大修繕に関する工事の請負契約その他の重要な役務の提供に関する契約を締結すること。

五 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。

六 訴訟行為をすること。

七 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成15年法律第138号）第2条第1項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。

八 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。

九 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。

十 民法第602条に定める期間を超える賃貸借をすること。

十一 前各号に掲げる行為を制限行為能力者の法定代理人としてすること。

③ 本人以外の者の請求により補助人の同意を要する旨の審判をするには、本人の同意がなければならない。ただし、本人がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

④ 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が補助開始の審判を受けた者の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、補助開始の審判を受けた者の請求によ

り、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。

⑤ 補助人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

⑥ 補助人の同意を要する旨の審判をする場合において、特定補助人を付する処分の審判があるときは、家庭裁判所は、当該審判を取り消さなければならない。

5 (4) 特定補助人を付する処分の審判等

① 家庭裁判所は、次に掲げる場合において、補助開始の審判を受けた者が精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く常況にある者であり、かつ、必要があると認めるときは、その者のため⑤に規定する権限を有する補助人として特定補助人を付する処分の審判をすることができる。

10 一 補助開始の審判をする場合において、(1)①に規定する者から請求があったとき。

二 補助開始の審判があった後、(1)①に規定する者又は補助人若しくは補助監督人から請求があったとき。

15 ② 特定補助人を付する処分の審判があったときは、特定補助人を付する処分の審判を受けた者がした(3)②各号に掲げる行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。)は、取り消すことができる。

20 ③ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、(1)①に規定する者又は特定補助人若しくは補助監督人の請求により、(3)②各号に掲げる行為以外の特定の行為について、特定補助人を付する処分の審判を受けた者がした行為を取り消すことができるものとする旨の審判をすることができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

25 ④ 特定補助人を付する処分の審判をする場合において、補助人の同意を要する旨の審判があるときは、家庭裁判所は、当該審判を取り消さなければならない。

⑤ 特定補助人は、次に掲げる行為をする権限を有する。

30 一 ②の規定により、又は③の規定による審判により取り消すことができる行為についての取消権の行使

二 特定補助人を付する処分の審判を受けた者に対する意思表示の受領

三 特定補助人を付する処分の審判を受けた者の財産に関する保存行為

35 (5) 補助人に代理権を付与する旨の審判

① 家庭裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、

補助開始の審判を受けた者のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

二 補助開始の審判をする場合において、(1)①に規定する者から請求があったとき。

5 二 補助開始の審判があつた後、(1)①に規定する者又は補助人若しくは補助監督人から請求があつたとき。

② 本人以外の者の請求により補助人に代理権を付与する旨の審判をするには、本人の同意がなければならない。ただし、本人がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

10 (後注)

取消権者の規律については、現行民法第120条第1項（行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者（他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあっては、当該他の制限行為能力者を含む。）又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。）を維持するものとする。

(説明)

1 部会資料31からの修正

20 (1) 取り消すことができるものとする旨の審判の規律の削除

部会資料30では、本人が本文1(3)の補助人の同意を要する旨の審判をすることについて同意の意思を表示することができない場合には、当該審判に代わり、特定の行為を取り消すことができるものとする旨の審判をすることを提案していたところ、前回までの部会における議論を踏まえ、当該審判の規律を設けないこととした。

25 (2) 第1の1(3)のただし書の追記

前記のとおり、本人が本文1(3)の補助人の同意を要する旨の審判をすることについて同意の意思を表示することができない場合に特定の行為を取り消すことができるものとする旨の審判をする規律を設けないこととしたことに伴い、補助人の同意を要する旨の審判をすることについて同意の意思を表示することができない者についても特定の行為を取り消すことができる保護を受けることができるようにするため、本文1(3)③の本人同意の要件の規律に、ただし書きを追記した。

30 (3) その他（規定ぶりの修正）

ア 補助開始の審判と他の審判との関係の明確化 ((1)③)

35 各審判相互の関係と、補助開始の審判がなされる要件を明確にする観点から、本文1(1)③の規律の規定ぶりを修正した。

- イ 審判の時点に応じた規律の書き分け（第1の1(3)①、(4)①、(5)①）  
補助の制度における各審判の開始要件の規定につき、補助開始の審判と同時にされる場合と、先行する審判があり、追加で審判を請求された場合があることを踏まえ、規定ぶりを修正した。
- 5 ウ 特定補助人の地位の取得方法の明確化（第1の1(4)①）  
特定補助人が補助人の地位を併有するという関係性を明確にし、補助人とは別の者が特定補助人となることを明らかにする観点から、特定補助人を付する旨の審判がされた場合の特定補助人の地位の取得と、特定補助人の審判がされた後に選任された補助人の特定補助人の地位の取得を書き分けることとし、特定補助人を付する処分の審判がされた場合の地位の取得については、「⑤に規定する権限を有する補助人として特定補助人を付する処分の審判をする」とした。
- 10
- 2 取り消すことができるものとする旨の審判の規律を設けないこと
- 15 (1) これまでの部会における議論の状況  
部会資料28及び30では、本人が補助人の同意を要する旨の審判をすることについて同意の意思を表示することができない者である場合には、取り消すことができるものとする旨の審判の規律を設けることを提案していた。
- 20 前回の部会において、このような規律について、その必要があると指摘して規律を設けることを肯定する意見があった。さらに、このような規律の必要があることを前提としつつも、本人が審判について同意をすることができないことを要件とするのではなく事理弁識能力を欠く常況にある者であることを要件とすべきであるとの意見があった。他方で、このような規律を設けることは、制度を複雑化させ、家事審判手続も煩瑣なものとなるとの指摘や、補助人の同意を要する旨の審判の対象に制度選択の意思決定をすることができない者を含むことは可能であるとの指摘をして、このような規律を設けないこととすべきとの意見があった。
- 25 (2) 検討
- 30 ア 補助人の同意を要する旨の審判をすることについて同意をすることができない場合は、本人において、どのような行為を補助人の同意の対象とするかについて理解して判断することも、補助人による同意の意味を理解することも困難であると考え、また、同意の内容にも幅があることも否定されないとすると、本人を保護するために補助人の同意があったとしても取り消し得るとする仕組みを設けることには必要性や合理性があるように思われる。

5

さらに、保護者の同意があったとしても取り消し得るとの効果との関係では、本人が事理弁識能力を欠く常況にある者であることを要件とすべきであるとの指摘は正当なものであるように思われる。もっとも、特定の法律行為について取り消し得るとの保護を受けるために、本人が事理弁識能力を欠く常況にある者であるかどうかの認定をする仕組みとすることは、これまでの部会における議論からするとコンセンサスを得ることは困難であるように思われる。

10

イ 他方で、本人が補助人の同意を要する旨の審判をすることについて同意の意思を表示することができるかどうかで規律を分けることとした場合には、審判の請求時点で、請求権者において、本人に同意の意思を表示する能力があるかどうかを判断する必要がある。

15

例えば、請求権者が、本人に同意の意思を表示する能力があるとして、補助人の同意を要する旨の審判の請求をした場合に、家庭裁判所において、本人に同意の意思を表示する能力がないと認めたときは、請求権者に、補助人に取り消すことができるものとする審判の請求を促すというような運用が考えられる。もっとも、請求権者において、本人に補助人の同意又はこれに代わる家庭裁判所の許可を得て、本人が単独で確定的に有効な法律行為をすることができるようすべきと考えて、請求を維持する場合には、家庭裁判所は、補助人の同意を要する旨の審判の請求を却下することとなる。その後、請求権者が取り消すことができるものとする審判の請求をした場合には、その請求が認容されることによって、保護が開始することとなるが、部会において指摘があったように煩瑣であることは否定することができない。また、本人がした法律行為について補助人が同意をしていないときは取り消すことができるようする保護を開始するまでに時間を要するともいえ、取消しの保護の仕組みは本人が法律行為をする前に取消しの対象となる法律行為を指定しておく必要があることを踏まえると、本人の保護の観点から懸念があるともいえる。

25

30

なお、現在の提案では、補助人の同意を要する旨の審判を却下する審判について、即時抗告の対象とする提案をしていないが、仮に、これを即時抗告の対象とする規律とする場合には、抗告審において、本人に審判時に同意の意思を表示することができたかどうかを判断することとなるよう思われ、事案によっては鑑定を要することとなることもあります。得るとすると、抗告審において迅速に判断することは、実際上、困難が伴うよう思われ、更に迅速に制度利用を開始することが困難となるとも思われる。

ウ 同意の意味を理解していないときの同意の在り方によって本人の保護に支障があり得ることから取り消すことができるものとする規律を設ける必要は認められると思われるものの、このように、取り消すことができるものとする審判の規律を設けると制度が複雑となり、本人に必要な保護を迅速に開始することへの不都合があり、また、補助人の同意を要する旨の審判の規律と取り消すことができるものとする旨の審判の規律とは、本人がした法律行為について補助人が同意をしていないときは取り消すことができるとの効果は最終的には同じであることを踏まえると、必要な保護を適時に開始することを優先し、取り消すことができるものとする規律を設けないものとすることが考えられる。

そこで、本文では、取り消すことができるものとする規律を設けないものとすることを提示している。

### 3 「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」の概念整理の補足

#### 15 (1) これまでの部会における議論の状況

部会資料30において、「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」の概念について整理することを試み、社会生活上、人が通常経験する事務のうち主要なものについて、その内容を理解し、考えられる解決の利害得失を検討して、態度を決定することができる可能性がないことがほとんど普通のありさまであるものをいうとの整理を提示した。

そして、部会資料31において、このような整理のうち、「利害得失を検討して」について、これからなそうとしている法律行為の内容や、それがもたらす結果を理解しているかどうかを問題にするものであるとの整理を提示した。

前回の部会では、このような整理に関して、「特に社会生活上、人が通常経験する事務のうち主要なもの」との点について、現行民法第13条第1項各号に列挙されている重要な財産上の行為がこれに当たるとすれば、それらの高度な法律行為の内容を十分に理解できない者は相当存在すると思われ、「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」との評価を受け得る者が現状よりも相当に拡大する可能性があることを指摘し、概念整理としては、平成11年の民法改正時のものに立ち返り、「日常の買物も自分ですることはできず、誰かに代わってやってもらう必要がある者」等の例を用いることが適するのではないかとの意見があった。他方で、このような意見に対し、平成11年改正時の整理は、事理を弁識する能力を欠く常況にある者を後見相当とし後見人に包括的代理権を付与するとの前提での整理であり、そのようなものを本改正後も維持することは問題であ

るとの指摘があったほか、平成11年改正時の整理の例を用いないこととした上で、前記の概念整理について「特に社会生活上、人が通常経験する事務のうち主要なもの」とするのではなく、「特に社会生活上、人が通常経験する事務」とした上で、限定的に解釈していくことが考えられるとの意見があった。

5

## (2) 検討

これまでの部会において、現行制度の下で後見の制度が多用されており、これは、立法の当初に「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」に該当すると想定していた者よりも広範にその該当性が認められ、本人ではなくその周囲の者の使い勝手の良さの観点から後見の制度が選択されてきたのではないか、との観点から、「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」との概念を維持することそのものへの懸念や不安が示されてきた。

10 そうすると、事理弁識能力を欠く常況にある者の概念を用いるとする場合には、可能な限りこれを明確化し、その範疇外の者が「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」と評価されることがないようにする必要があると思われ、部会においても同様の指摘がされてきた。

15 このような経緯やこれまでの部会での議論を踏まえると、部会資料30において提示した「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」を修正しつつ、整理をすることが考えられるよう思われる。

20 そして、「特に社会生活上、人が通常経験する事務のうち主要なもの」との部分のうち「主要なもの」との点は、どのような行為が「主要なもの」に該当するか（主なものといえるか）については、論者によってかなり異なるように思われることから、「主要なもの」との部分は概念整理には用いないことが適するよう思われる。

25 すなわち、部会において指摘があったとおり、「主要なもの」について、現行民法第13条第1項各号に列挙されている重要な財産上の行為をい、不動産取引等の高額取引を想定するとすれば、そのような行為の内容を正確に理解する能力はそれなりに高度なものであるといえ、事理を弁識する能力を欠く常況にある者との法的な評価を受ける者が現行制度下よりも拡大する可能性がある。他方、「主要なもの」について、人が社会生活を営むに当たって頻回に登場する法律行為であると捉えた場合には、平成11年改正時における例示のとおり、日常的な買物においても、自分が何を必要としているのかや、必要としている商品を選択することができるか、選択した商品をレジを持っていき支払いを了することができるか、との観点に着眼することとなり、事理を弁識する能力を欠く常況にあ

る者との評価を受ける者が現行制度の下よりも広がるということはないように思われる。本改正の方向性や、当該概念を維持することへの懸念に対応する観点からは、このような理解が改正の趣旨に沿うと考えられる。

そして、「主要なもの」との部分を入れないとしても、「社会生活上、人が通常経験する事務について、その内容を理解し～」と整理することで、人が社会生活を営むに当たって頻回に登場する法律行為についての理解をメルクマールとしていることは、十分表現できていると思われる。

### (3) 小括

以上を踏まえ、事理を弁識する能力を欠く常況にある者との概念について、社会生活上、人が通常経験する事務について、その内容を理解し、考えられる解決の利害得失を検討して、態度を決定することができる可能性がないことがほとんど普通のありさまであるもの、と整理することが考えられる。

## 4 「特定の行為」の特定の方法と保護の必要性

### (1) 「特定の行為」の特定の方法

ア 現行法においても、補助人に代理権を付与する旨の審判や補助人の同意を要する旨の審判は、「特定の法律行為」について行うものとされている（民法第17条第1項、第876条の9第1項）。

そして、「特定の」法律行為については、例えば、①本人所有のA不動産の売却というような具体的な個別の取引行為を指定する場合と、②本人所有の不動産の売却というような抽象的な法律行為の種類を指定する場合の二つの場合とが含まれるとの説明や、一回限りの法律行為だけでなく、継続的に行われることが予想されるものも当然に含まれるとの説明がされている。

イ また、現在の実務において利用されている代理権目録（第19回会議資料として配布した参考資料9）や補助の制度の補助人の同意を要する審判の同意行為目録（第19回会議資料として配布した参考資料10）では、次のような記載がされ、チェックボックスにチェックすることによって特定の法律行為を表すことができるようになっている。

### 代理行為目録

※ 下記の行為のうち、必要な代理行為に限り、該当する部分の□にチェック又は必要な事項を記載してください（包括的な代理権の付与は認められません。）。

※ 内容は、本人の同意を踏まえた上で、最終的に家庭裁判所が判断しま

	す。
1	財産管理関係
5	(1) 不動産関係
10	<input type="checkbox"/> ① 本人の不動産に関する [□ 売却 □ 担保権設定 □ 賃貸 <input type="checkbox"/> 警備 □ _____] 契約の締結, 更新, 変更及び解除 <input type="checkbox"/> ② 他人の不動産に関する [□ 購入 □ 借地 □ 借家] 契約の 締結, 更新, 変更及び解除 <input type="checkbox"/> ③ 住居等の [□ 新築 □ 増改築 □ 修繕 (樹木の伐採等を含 む。) □ 解体 □ _____] に関する請負契約の締 結, 変更及び解除 <input type="checkbox"/> ④ 本人又は他人の不動産内に存する本人の動産の処分 <input type="checkbox"/> ⑤ _____
15	(2) 預貯金等金融関係
20	<input type="checkbox"/> ① 預貯金及び出資金に関する金融機関等との一切の取引 (解約 (脱退) 及び新規口座の開設を含む。) ※ 一部の口座に限定した代理権の付与を求める場合には, ③ に記載してください。 <input type="checkbox"/> ② 預貯金及び出資金以外の本人と金融機関との取引 [□ 貸金庫取引 □ 証券取引 □ 保護預かり取引 □ 為替 取引 □ 信託取引 □ _____] <input type="checkbox"/> ③ _____
25	(3) 保険に関する事項
30	<input type="checkbox"/> ① 保険契約の締結, 変更及び解除 <input type="checkbox"/> ② 保険金及び賠償金の請求及び受領 (4) その他 <input type="checkbox"/> ① 以下の収入の受領及びこれに関する諸手続 [□ 家賃, 地代 □ 年金・障害手当・生活保護その他の社会保 障給付 □ 臨時給付金その他の公的給付 □ 配当金 □ _____] <input type="checkbox"/> ② 以下の支出及びこれに関する諸手続 [□ 家賃, 地代 □ 公共料金 □ 保険料 □ ローンの返済 金 □ 管理費等 □ 公租公課 □ _____] <input type="checkbox"/> ③ 情報通信(携帯電話, インターネット等)に関する契約の締 結, 変更, 解除及び費用の支払 <input type="checkbox"/> ④ 本人の負担している債務に関する弁済合意及び債務の弁済 (そのための調査を含む。)

- ⑤ 本人が現に有する債権の回収（そのための調査・交渉を含む。）
- ⑥ \_\_\_\_\_
- 2 相続関係
- ※ 審判手続、調停手続及び訴訟手続が必要な方は、4 ⑤又は⑥についても検討してください。
- ① 相続の承認又は放棄
- ② 贈与又は遺贈の受諾
- ③ 遺産分割又は単独相続に関する諸手続
- 10  ④ 遺留分減殺請求又は遺留分侵害額請求に関する諸手続
- ⑤ \_\_\_\_\_
- 3 身上保護関係
- ① 介護契約その他の福祉サービス契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- 15  ② 介護保険、要介護認定、障害支援区分認定、健康保険等の各申請（各種給付金及び還付金の申請を含む。）及びこれらの認定に関する不服申立て
- ③ 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- 20  ④ 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ⑤ \_\_\_\_\_
- 4 その他
- 25  ① 税金の申告、納付、更正、還付及びこれらに関する諸手続
- ② 登記・登録の申請
- ③ 個人番号（マイナンバー）に関する諸手続
- ④ 住民票の異動に関する手続
- 30  ⑤ 家事審判手続、家事調停手続（家事事件手続法24条2項の特別委任事項を含む。）、訴訟手続（民事訴訟法55条2項の特別委任事項を含む。）、民事調停手続（非訟事件手続法23条2項の特別委任事項を含む。）及び破産手続（免責手続を含む。）
- ※ 保佐人又は補助人が上記各手続について手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者であるときに限ります。
- 35  ⑥ ⑤の各手続について、手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者に委任すること

5	<input type="checkbox"/> ⑦ _____ 5 関連手続 <input type="checkbox"/> ① 以上の各事務の処理に必要な費用の支払 <input type="checkbox"/> ② 以上の各事務に関する一切の事項（戸籍謄抄本・住民票の交付請求、公的な届出、手続等を含む。）
---	---

10	<b>同意行為目録</b> (民法13条1項各号所定の行為) <p>※ 下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）のうち、必要な同意行為に限り、該当する部分の□にチェックを付してください。</p> <p>※ 保佐の場合には、以下の1から10までに記載の事項については、一律に同意権・取消権が付与されますので、同意権付与の申立てをする場合であっても本目録の作成は不要です。</p> <p>※ 内容は、本人の同意を踏まえた上で、最終的に家庭裁判所が判断します。</p>
15	1 元本の領収又は利用（1号）のうち、以下の行為 <input type="checkbox"/> (1) 預貯金の払戻し <input type="checkbox"/> (2) 債務弁済の受領 <input type="checkbox"/> (3) 金銭の利息付貸付け 2 借財又は保証（2号）のうち、以下の行為 <input type="checkbox"/> (1) 金銭消費貸借契約の締結 <p style="margin-left: 20px;">※ 貸付けについては1(3)又は3(7)を検討してください。</p> <input type="checkbox"/> (2) 債務保証契約の締結 3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為（3号）のうち、以下の行為 <input type="checkbox"/> (1) 本人の所有の土地又は建物の売却 <input type="checkbox"/> (2) 本人の所有の土地又は建物についての抵当権の設定 <input type="checkbox"/> (3) 贈与又は寄附行為 <input type="checkbox"/> (4) 商品取引又は証券取引 <input type="checkbox"/> (5) 通信販売（インターネット取引を含む。）又は訪問販売による契約の締結 <input type="checkbox"/> (6) クレジット契約の締結 <input type="checkbox"/> (7) 金銭の無利息貸付け <input type="checkbox"/> (8) その他 ※ 具体的に記載してください。
20	
25	
30	
35	

	4 <input type="checkbox"/> 訴訟行為（4号） ※ 相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しません。
5	5 <input type="checkbox"/> 贈与、和解又は仲裁合意（5号）
	6 <input type="checkbox"/> 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割（6号）
	7 <input type="checkbox"/> 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認（7号）
10	8 <input type="checkbox"/> 新築、改築、増築又は大修繕（8号）
	9 <input type="checkbox"/> 民法602条（短期賃貸借）に定める期間を超える賃貸借（9号）
	10 <input type="checkbox"/> 前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法17条1項の審判を受けた被補助人をいう。）の法定代理人としてすること（10号）
	11 <input type="checkbox"/> その他 ※ 具体的に記載してください。 ※ 民法13条1項各号所定の行為の一部である必要があります。
15	

ウ 「特定の法律行為」として、どのように行為を特定するかについては、代理権については補助人が本人を代理して法律行為をしようとした際に、その行為の相手方（取引の相手方）において、補助人が当該行為について代理権の付与を受けているか否か判断をすることができる程度に特定をする必要があるように思われる。

また、同意行為目録についても、本人が法律行為をしようとした際に、その行為の相手方（取引の相手方）において、本人が当該行為をすることについて補助人の同意を要するのか否か判断をすることができる程度に特定をする必要があるように思われる。

このような観点からは、前記のような現在の実務で利用されている目録の程度の特定をする必要があり、また、それ以上の詳細な特定が常に必要ということではないように思われる。

## 30 (2) 保護の必要性

ア 保護の必要性は、請求された「特定の法律行為」を前提として判断されることとなる。制度上は、請求の際の「特定の法律行為」の一部については、代理権を付与することや補助人の同意を要するとすることによって保護する必要がないと判断されることもあり得る。

前記の例のように「特定の法律行為」として、本人所有のA不動産の売却というような具体的な個別の取引行為を指定する場合には、当該

個別の取引行為との関係で代理権の付与することや補助人の同意を要するとしてすることによる保護の必要性の有無を判断することとなると考えられる。

他方で、本人所有の不動産の売却というような抽象的な法律行為の種類を指定する場合には、どのように保護の必要性を判断することとなるのかについては、整理する必要があるようと思われる。前記のように、現行法下で使用されている目録は、審判をすることについて本人の同意があることを要件とされているが、見直し後の規律においては、本人が同意の意思を表示することができない場合にも、代理権を付与する旨の審判や補助人の同意を要する旨の審判をすることができるものとすることを提示している。

イ 代理権を付与する旨の審判による保護の必要性については、これまでの部会における議論では、「特定の法律行為」について、その法律行為をするか否かを検討する必要があることと第三者によって法律行為をする必要があることに分けて検討するというアプローチがされていたように思われる。

法律行為をするか否かを検討する必要があることについて、事務の必要性などといわれる場合もあり、本人の客観的な財産の状況を踏まえて法律行為をするか否かを検討する必要があることであるとされ、例えば、本人の日々の生活費を賄うには本人の現金や預貯金が不足する場合に本人が有している株式などの資産や不動産を売却するかを検討する必要があることと整理されてきたものと思われる。家庭裁判所が判断するのは、客観的な状況を踏まえて、「当該法律行為をする必要があること」ではなく、「当該法律行為をする必要があるか否かを検討する必要があること」であるとされる。

次に、第三者によって法律行為をする必要があることについては、主として本人が当該行為について意思無能力であることを想定して、支援を受けても本人が当該法律行為を単独で行うことができない場面であることがイメージされているように思われる。さらに、主として本人が意思無能力ではないこと（現行の保佐や補助の制度の代理権の付与のような場面）を想定して本人が当該法律行為を単独で行うことができるが事理弁識能力が低下していることや支援の状況を踏まえても本人が自身で当該法律行為を行うことに不安があり、第三者が本人に代わって法律行為をすることが望まれるような場面であることがイメージされているように思われる。

その上で、前記の本人所有の不動産の売却というような抽象的な法

5 律行為の種類を指定する場合について、本人が有する不動産の数にも  
よるが、本人が有する複数の不動産のうち、最も本人にとって有利な不  
動産を売却することを検討する必要があるようなときには全ての不動  
産について検討の必要性があるといえるとも思われるが、一般的には、  
管理費用等を圧縮する観点から不動産を整理する必要があるような場  
合はともかく、複数の不動産の売却という法律行為をするか否かを検  
討する必要があることを肯定することができるケースは多くないよう  
に思われる。

10 ウ 補助人の同意を要する事項を定める審判による保護の必要性につい  
ては、これまでの部会における議論では、「特定の法律行為」について、  
本人が当該法律行為をすることが可能であることと本人が利害得失を  
検討することなく当該法律行為をする危険があることに分けて検討す  
るアプローチがされていたように思われる。

15 その上で、本人が審判をすることについて同意をすることができる  
場合には、本人が利害得失を検討することなく当該法律行為をする危  
険があることは、本人が過去に同様の法律行為で被害を受けていたこ  
とに加えて、本人がそれ以外の法律行為でも同様に被害を受ける行為  
をしてしまうかもしれないとの本人の話があるときにはそのような供  
述を裏付けとして危険がある行為の範囲を特定することが可能である  
20 ように思われる。

25 他方で、本人が審判について同意をすることのできない場合には、慎重  
に判断する必要があるところ、本人が過去に被害を受けた法律行為  
と同様の法律行為について被害を受ける危険があるといえるものの、  
それ以外の行為についても本人が利害得失を検討することなく法律行  
為をする危険があるかについては慎重に判断され、本人の精神状態に  
もよるもの、一般的には、危険があるとしてそのような法律行為につ  
いて保護の必要性を認めることは困難であると思われる。これまでの  
部会においては、本人が審判をすることについて同意をすることがで  
きない場合でも、本人が訪問販売によって特定の物品の売買について  
30 被害を受けたときには、当該特定の物品の売買についてのみ危険があ  
るというのではなく「訪問販売」という態様によって法律行為を特定し  
て、補助人の同意を要する旨の審判による保護の必要性があると整理  
すべきと意見が概ねのコンセンサスを得ているように思われる。

35 このような整理を前提とすると、本人が審判をすることについて同  
意をすることのできない場面では、「訪問販売」の被害を受けていたと  
しても、直ちに他の詐欺的商法について補助人の同意を要する旨の審

判による保護の必要性があるということはできないと思われるし、親族や近くの者からの求めに応じて贈与（寄付）をしてしまう行為について補助人の同意を要する旨の審判による保護の必要性があるということもできないと思われる。これらの他の行為については、その後、これらの行為について被害を受けた場合に、その保護の必要性を肯定することができるものと考えられる。

エ 特定補助人をする処分の審判の保護の必要性については、特定補助人をする処分の審判によって、法定された範囲の法律行為（民法第13条第1項各号と同様の行為）について取消し得るものとされ、更に、必要に応じて取消し得る行為をその法定された範囲以外の法律行為に拡大することができるとされている。そして、特定補助人をする処分の審判による保護を設ける趣旨が、取消し得る行為の範囲は本人が当該法律行為をする前に指定しておく必要があるが、本人が事理弁識能力を欠く常況にあることから、本人との話し合いの中で本人が過去にどのような被害にあったかであるとか、今後、どのような行為について被害にあうかについての事情を聴くことができず、被害にあう危険がある法律行為の範囲を事前に適切に設定することが困難な場合に対応することができるようにするものであることを踏まえると、補助人の同意を要する事項を定める場合と比較して抽象的に保護の必要性を検討するアプローチをとることになるようと思われる。

すなわち、事理弁識能力を欠く常況にある者であることを踏まえつつ、法定された範囲の法律行為の一部であっても過去に被害にあったような事情があれば、法定された範囲の法律行為全てについて保護の必要性があると判断することになると考えられる。

もっとも、法定された範囲の法律行為について、その一部は被害にあう可能性があるが、それ以外の行為については被害にあう可能性はないということが明確に分かる事例について（本人が事理弁識能力を欠く常況にある者であるときに、保護に取り組み始めた当初から、そのように明確に判断することができる事例の割合は多くないとも思われる。）、特定補助人をする処分の審判を利用することなく、補助人の同意を要する旨の審判をすることで足りるという整理をすることも可能であるとすると、そのような事例では、特定補助人をする処分の審判の必要性はないこととなるように思われる。また、このような理解によれば、いったん特定補助人をする処分の審判をした後に、例えば、1年1回の報告の際に、前記のように、本人の状況、環境、利用可能な支援の内容を踏まえて、取り消し得るとすべき法律行為と取り消し得る

とする必要がない法律行為とを明確に分けることができるようになったときは、特定補助人を付する処分の審判を取り消して、補助人の同意を要する旨の審判に移行することも可能であるように思われる。

## 5 その他

事理弁識能力を欠く常況になる者であるとの概念自体の整理を踏まえつつ、また、その認定については鑑定を原則とし、鑑定をしない場合であっても医師二人以上の意見を聴いた上で明らかに鑑定の必要がないと認定することとされていること、特定補助人を付する処分の審判の必要がない事案ではその審判をすることができないとの規律であることから、部会においては、特定補助人を付する処分の審判が利用されるのは例外的な場面であるというのが概ねの認識であると思われる。

そのような認識も踏まえつつ、部会においては、仮に特定補助人を付する処分の審判の規律を設けることとする場合には、実際の利用の実績がどのようなものであるかを確認することができるようにする必要があるとの指摘があった。

## 2 補助開始の審判等の取消し

補助開始の審判等の取消しについて、次のような規律を設けるものとする。

- ① 1 (1)①に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、1 (1)①に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、補助開始の審判を取り消さなければならない。
- ② 家庭裁判所は、必要がなくなったと認めるときは、1 (1)①に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、補助人の同意を要する旨の審判の全部又は一部を取り消すことができる。
- ③ 1 (4)①に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、1 (1)①に規定する者又は特定補助人若しくは補助監督人の請求により、特定補助人を付する処分の審判を取り消さなければならない。
- ④ 家庭裁判所は、必要がなくなったと認めるときは、1 (1)①に規定する者又は特定補助人若しくは補助監督人の請求により、特定補助人を付する処分の審判又は1 (4)③の規定による審判の全部若しくは一部を取り消すことができる。
- ⑤ 家庭裁判所は、必要がなくなったと認めるときは、1 (1)①に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、代理権を付与する旨の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

⑥ 補助人の同意を要する旨の審判、特定補助人を付する処分の審判及び代理権を付与する旨の審判を全て取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。

5 (説明)

内容について、部会資料31から変更はない。

その他、取り消すことができる旨の審判の規律の削除に伴う形式的な修正をした。

10

(前注) 法定後見制度との関係では民法第4編第5章の規律を削除するものとし、また、同編第6章の規律を補助の規律に改めるものとする。

### 3 補助人の選任等

#### (1) 補助人を特定補助人と定めること

15 補助人を特定補助人と定めることについて、次のような規律を設けるものとする。

家庭裁判所は、特定補助人を付する処分の審判を受けた者について、新たに補助人を選任するときは、職権で、補助人を特定補助人と定める。

#### (2) 補助人の選任

20 民法第876条の7第2項において準用する第843条第4項の規律を次のように改めるものとする。

補助人を選任するには、補助開始の審判を受けた者の意見、心身の状態並びに生活及び財産の状況、補助人となる者の職業及び経歴並びに補助開始の審判を受けた者との利害関係の有無（補助人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と補助開始の審判を受けた者との利害関係の有無）その他一切の事情を考慮しなければならない。

(説明)

30 前記のとおり、特定補助人が補助人の地位を併有するという関係性を明確にし、補助人とは別の者が特定補助人となることがないことを明らかにする観点から、第1の1(4)①において、特定補助人を付する処分の審判がされた場合の地位の取得について「⑤に規定する権限を有する補助人として特定補助人を付する処分の審判をする」としたことに伴い、特定補助人を付する旨の審判がされた後に選任された補助人についてのみ、別途特定補助人の地位を与える規定が必要となるため、「特定補助人を付する処分の審判を受けた者に

ついて、新たに補助人を選任するときは、職権で、補助人を特定補助人と定める。」とした。

その他、規律の明確化の観点から形式的な修正を行った。

#### 5 4 補助人の解任等

##### (1) 補助人の解任

民法第876条の7第2項において準用する第846条の規律を次のように改めるものとする。

次に掲げる事由があるときは、家庭裁判所は、補助監督人、補助開始の審判を受けた者若しくはその親族若しくは検察官の請求により又は職権で、補助人を解任することができる。

- 一 補助人が不正な行為をしたとき。
- 二 補助人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることが相当でないとき。
- 三 補助開始の審判を受けた者の利益のため特に必要があるとき。

##### (2) 補助人の欠格事由

民法第876条の7第2項において準用する第847条の規律を次のように改めるものとする。

次に掲げる者は、補助人となることができない。

- 一 未成年者
- 二 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人又は補助人 ((1)三の事由により解任されたものを除く。)
- 三 破産者
- 四 補助開始の審判を受けた者に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- 五 行方の知れない者

(説明)

内容について部会資料31から変更はなく、その他に形式的な修正をした。

#### 5 補助開始の審判を受けた者の意向の尊重及び身上の配慮

民法第876条の10第1項において準用する第876条の5第1項の規律を次のように改めるものとする。

- ① 補助人は、補助の事務を行うに当たっては、補助開始の審判を受けた者の心身の状態に応じて、その者に対し、その事務に関する情報の提供をしてその者のその事務に関する陳述を聴取することその他の適切な方法に

より、その事務に関する意向を把握するようにしなければならない。

- ② 補助人は、補助の事務を行うに当たっては、①に規定する方法により把握した補助開始の審判を受けた者の意向を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

5

(説明)

内容について部会資料31から変更はなく、その他に形式的な修正をした。

## 6 補助人の報酬

10 民法第876条の10第1項において準用する第862条の規律を次のように改めるものとする。

家庭裁判所は、補助の事務の内容、補助人及び補助開始の審判を受けた者の資力その他の事情によって、補助開始の審判を受けた者の財産の中から、相当な報酬を補助人に与えることができる。

15

(説明)

部会資料31から変更はない。

## 7 補助人の家庭裁判所への報告

20 補助人の家庭裁判所への報告について、次のような規律を設けるものとする。

① 補助人は、家庭裁判所の定めるところにより、毎年一回一定の時期に、補助開始の審判を受けた者の状況その他家庭裁判所の命ずる事項を家庭裁判所に報告しなければならない。

25 ② 家庭裁判所は、①の規定による報告を受けた場合において、第1の2①から⑤までに規定するときは、職権で、第1の2①から⑤までの規定による審判をすることができる。

(説明)

30 内容について部会資料31から変更はない。

その他、取り消すことができる旨の審判の規律の削除に伴う形式的な修正をした。

## 8 特定補助人の事務

35 (1) 財産の調査及び目録の作成

特定補助人の財産の調査及び目録の作成について、次のような規律を

設けるものとする。

① 特定補助人は、特定補助人として付され、又は定められた後、遅滞なく、特定補助人を付する処分の審判を受けた者の財産の調査に着手し、1か月以内に、その調査を終わり、かつ、その目録を作成しなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。

② 財産の調査及びその目録の作成は、補助監督人があるときは、その立会いをもってしなければ、その効力を生じない。

③ ①及び②の規定は、特定補助人として付され、又は定められた後特定補助人を付する処分の審判を受けた者が包括財産を取得した場合について準用する。

(2) 特定補助人による郵便物等の管理

特定補助人による郵便物等の管理について、次のような規律を設けるものとする。

① 家庭裁判所は、特定補助人がその事務を行うに当たって必要があると認めるときは、特定補助人の請求により、信書の送達の事業を行う者に対し、期間を定めて、特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第3項に規定する信書便物（⑤から⑦までにおいて「郵便物等」という。）を特定補助人に配達すべき旨を囑託することができる。

② ①に規定する囑託の期間は、六ヶ月を超えることができない。

③ 家庭裁判所は、①に規定する審判があった後事情に変更を生じたときは、特定補助人を付する処分の審判を受けた者、特定補助人若しくは補助監督人の請求により又は職権で、①に規定する囑託を取り消し、又は変更することができる。ただし、その変更の審判においては、①に規定する審判において定められた期間を伸長することができない。

④ 特定補助人の任務が終了したときは、家庭裁判所は、①に規定する囑託を取り消さなければならない。

⑤ 特定補助人は、特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見ることができる。

⑥ 特定補助人は、その受け取った⑤の郵便物等で特定補助人の事務に関しないものは、速やかに特定補助人を付する処分の審判を受けた者に交付しなければならない。

⑦ 特定補助人を付する処分の審判を受けた者は、特定補助人に対し、特定補助人が受け取った⑤の郵便物等（⑥により特定補助人を付する処

分の審判を受けた者に交付されたものを除く。) の閲覧を求めることが  
できる。

(説明)

- 5 内容について、基本的には部会資料3 1から変更はない。  
部会資料3 1では、本文(2)③において「特定補助人を付する処分の審判があつた後事情に変更を生じたとき」と提示していたが、この規律は現行民法第860条の2第3項を参考にした規律であることから、「①の規定による審判があつた後事情に変更を生じたとき」と修正した。
- 10 その他、特定補助人が補助人の地位を併有するという関係性を明確にすることに伴う修正等の形式的な修正をした。

## 9 補助開始の審判を受けた者の死亡後の補助人等の権限

- 15 補助開始の審判を受けた者の死亡後の補助人の権限（死後事務）について、  
次のような規律を設けるものとする。
- ① 補助人は、補助開始の審判を受けた者が死亡した場合において、必要があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結をすることができる。
- ② 補助人は、補助開始の審判を受けた者が死亡した場合において、必要があるときは、補助開始の審判を受けた者の相続人の意思に反することが明らかなときを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、次に掲げる行為（当該死亡した時における権限内の行為に限る。）をすることができる。ただし、三に掲げる行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。
- 20 一 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為  
二 相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済  
三 相続財産の保存に必要な行為（一、二に掲げる行為を除く。）

(説明)

- 25 内容について部会資料3 1から変更はなく、その他に形式的な修正をした。

## 第2 法定後見制度の本人等に関する民法の規定

### 1 時効の完成猶予

民法第158条の規律を次のように改めるものとする。

- 35 ① 時効の期間の満了前6か月以内の間に未成年者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者に法定代理人がないときは、その未成年者若し

くは特定補助人を付する処分の審判を受けた者が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から6か月を経過するまでの間は、その未成年者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者に対して、時効は、完成しない。

- 5 ② 未成年者がその財産を管理する父、母又は未成年後見人に対して権利を有するときは、その未成年者が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から6か月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。特定補助人を付する処分の審判を受けた者が特定補助人に対して権利を有するときも、同様とする。

10

(説明)

部会資料3-1から変更はない。

## 2 代理権の消滅事由等

### 15 (1) 代理権の消滅事由

民法第111条第1項第2号の規律を次のように改めるものとする。  
代理人の死亡又は代理人が破産手続開始の決定若しくは特定補助人を付する処分の審判を受けたこと。

### 20 (2) 委任の終了事由

民法第653条第3号の規律を次のように改めるものとする。  
受任者が特定補助人を付する処分の審判を受けたこと。

(説明)

部会資料3-1から変更はない。

25

## 3 相続の承認又は放棄をすべき期間

民法第917条の規律を次のように改めるものとする。

相続人が未成年者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者であるときは、民法第915条第1項の期間は、その法定代理人が未成年者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者のために相続の開始があったことを知った時から起算する。

(説明)

1 特定補助人を付する処分の審判を受けた者について民法第917条の規律を設けること

相続の承認又は放棄を定める民法第917条の規定について、後見の制

35

度を廃止することから、現行法の「相続人」が「成年被後見人であるとき」とする規律を維持することはできない。もっとも、特定補助人を付する処分の審判を受けた者は、事理弁識能力を欠く常況にある者であるという点で成年被後見人と同様であり、相続の承認又は放棄の期間に関して、適切な権利行使を期待することが困難な者であるといえ、この者を擁護するために、法定代理人が相続の開始を知った時を相続の承認又は放棄の期間の起算点とする民法第917条の趣旨が当てはまる。そうすると、特定補助人を付する処分の審判を受けた者については、現行民法第917条の規律と同じ規律を設けることとすることが相当であると考えられ、同条を本文のように改めるものとすることが考えられる。

## 2 期間

前回の部会において、特定補助人は、保存行為についての代理権を有するものの、その他は代理権の付与の審判を受けないと代理権を有しないため、当該特定補助人が、相続の承認または放棄に必要な行為について代理権を有しているとは限らず、代理権の付与の審判を求めてその審判がされるまでに時間を要し、民法第915条第1項の期間を経過してしまうおそれがあることから、特定補助人を付する処分の審判を受けた者については未成年者の期間よりも長くすることを検討する必要がある旨の意見があった。

この点について、相続の承認又は放棄については、基本的には保存行為として本人を代理して行うことは困難であると考えられ、部会における指摘のとおり、代理権の付与の審判を受ける必要があると考えられる。

もっとも、特定補助人が本人について相続の承認又は放棄をすべき状況が生じたことを知った場合には、速やかに代理権の付与の審判の申立てをすることによって熟慮期間内、相続の承認又は放棄の手続をすることが可能であるケースもあるように思われるし、また、熟慮期間については、その期間の伸長の規律が設けられているところ（民法第915条第1項ただし書）、この熟慮期間の伸長については、保存行為として本人を代理して申立てをすることが許容されるように思われる。そのように解すると、前記の指摘における懸念については、代理権の付与の審判を受けて相続の承認又は放棄をすることが熟慮期間に間に合わない場合には、熟慮期間の伸長によって、対応することが考えられる。

そのように考えると、未成年者の場合と特定補助人を付する処分の審判を受けた者との間で期間について取扱いを異にする必要まではないように考えられ、そのような規律の提案をしていない。

35

## 4 遺言

民法第973条第1項の規律を次のように改めるものとする。

特定補助人をする処分の審判を受けた者が事理を弁識する能力を一時回復した時において遺言をするには、医師2人以上の立会いがなければならない。

5

(説明)

部会資料31から変更はない。

### 第3 意思表示の受領能力等

#### 10 1 意思表示の受領能力

民法第98条の2の規律を次のように改めるものとする。

意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかったとき又は未成年者若しくは特定補助人をする処分の審判を受けた者であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、次に掲げる者がその意思表示を知った後は、この限りでない。

15

- 相手方の法定代理人
- 二 意思能力を回復し、又は行為能力者となった相手方

(説明)

20 部会資料31から変更はない。

#### 2 意思表示の受領の特別代理人

事理弁識能力を欠く常況にある者に対する意思表示の特別代理人について、次のような規律を設けるものとする。

25

① 意思表示の相手方が精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く常況にある者である場合において、その者のためにその意思表示を受ける者がいるときは、家庭裁判所は、表意者の請求により、特別代理人を選任することができる。

30

② ①の特別代理人は、①の事理を弁識する能力を欠く常況にある者のために①の意思表示を受けることができる。

③ ①の特別代理人は、①の事理を弁識する能力を欠く常況にある者につき、必要があると認めるときは、補助開始の審判又は補助人に代理権を付与する旨の審判の請求をすることができる。

35

④ ①に規定する原因が消滅したときその他①の特別代理人が②及び③に規定する行為をする必要がなくなったと認めるときは、家庭裁判所は、①の特別代理人の請求により又は職権で、①に規定する審判を取り消さな

ければならない。

- ⑤ 家庭裁判所は、いつでも、①の特別代理人を改任することができる。
- ⑥ ①の特別代理人の選任を申し立てるときは、家庭裁判所の定める金額を予納しなければならない。
- 5 ⑦ 家庭裁判所は、⑥により予納された額の中から、相当な報酬を①の特別代理人に与えることができる。
- ⑧ 民法第644条の規定は、①の特別代理人について準用する。

(説明)

10 内容について部会資料31から変更はなく、その他に形式的な修正をした。

#### 第4 任意後見制度

##### 1 定義

15 任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号。以下「任意後見契約法」という。）第2条第1号、第3号及び第4号の規律を次のように改めるものとする。

20 第1号 任意後見契約 委任者が、受任者に対し、精神上の理由により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であって、任意後見開始の審判がされた時からその効力を生ずる旨の定めのあるものをいう。

第3号 任意後見受任者 任意後見開始の審判がされる前における任意後見契約の受任者をいう。

25 第4号 任意後見人 任意後見開始の審判がされた後における任意後見契約の受任者をいう。

(説明)

30 前回の部会における議論を踏まえ、後記第4の4記載のとおり、家庭裁判所において明らかに必要がないと認めるときには、例外的に任意後見監督人を選任しないことを認める制度を設けることとした。

35 そうすると、任意後見監督人の選任が必須のものではなくなることから、任意後見監督人の選任によって任意後見契約が発効するとの規律を維持することは相当でない。そこで、任意後見開始の審判を設け、同審判により任意後見契約の効力が生ずることとした。それに伴い、任意後見契約の定義についても、「任意後見監督人の選任」とあるのを「任意後見開始の審判」と改めることとした。

## 2 任意後見契約の方式及び任意後見契約の変更

任意後見契約法第3条の規律を次のように改めるものとする。

任意後見契約は、法務省令で定める様式の公正証書によつてしなければならない。その変更についても、同様とする。

5 (説明)

部会資料3 1から変更はない。

## 10 3 不開始の合意等（予備的な任意後見受任者）

### (1) 不開始の合意

① 本人及び任意後見受任者は、任意後見契約を締結する際に、他の任意後見契約の受任者が死亡その他の事由によって欠けるに至るまでは、任意後見開始の審判をすることができない旨の合意をすることができる。

② ①の合意は、法務省令で定める様式の公正証書によつてしなければならない。

### (2) 任意後見開始の審判の障害事由

現行任意後見契約法第4条第1項各号に次のような規定を加えるものとする。

(1)①の場合において、当該他の任意後見契約の受任者が死亡その他の事由によって欠けるに至っていないとき。

15 (説明)

前回の部会における議論を踏まえ、いわゆる予備的任意後見受任者に関する規律として、不開始の合意等に関する規律を設けることとした。

内容については、部会資料3 2から変更はない。

## 20 4 任意後見開始の審判及び任意後見監督人の選任

### (1) 任意後見開始の審判及び同審判の請求権者

任意後見契約法第4条第1項柱書の規律を次のように改めるものとする。

任意後見契約が登記されている場合において、精神上の理由により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者、補助人、補助監督人又は任意後見開始の審判を請求することができる者として公正証書によって

本人の指定した者の請求により、任意後見開始の審判をする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

5 (2) 任意後見監督人の選任

任意後見監督人の選任について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 家庭裁判所は、任意後見開始の審判をするときは、職権で、任意後見監督人を選任する。
- ② 任意後見監督人が欠けた場合には、家庭裁判所は、本人、その親族若しくは任意後見人の請求により、又は職権で、任意後見監督人を選任する。
- ③ 任意後見監督人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、②に規定する者の請求により、又は職権で、更に任意後見監督人を選任することができる。
- ④ 家庭裁判所は、明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるときは、①及び②の規定にかかわらず、任意後見監督人を選任しないことができる。

10 (3) 任意後見監督人の選任に当たっての考慮

任意後見監督人の選任に当たっての考慮について、次のような規律を設けるものとする。

任意後見監督人を選任するには、本人の意見（任意後見契約の締結の際に本人が公証人に対して任意後見監督人となる者についての希望を申述した場合には、その申述した内容を含む。）、本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、任意後見監督人となる者の職業及び経歴並びに本人及び任意後見受任者又は任意後見人（これらの者が法人であるときは、その法人及びその代表者をいう。以下(3)において同じ。）との利害関係の有無（任意後見監督人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と本人及び任意後見受任者又は任意後見人との利害関係の有無）その他一切の事情を考慮しなければならない。

25 (説明)

30 1 任意後見開始の審判及び同審判の請求権者

任意後見開始の審判によって任意後見契約の効力を発生させることとしたことに伴い、任意後見契約法第4条第1項柱書の規律を改めることを提案している。なお、これまでの部会において、任意後見契約の効力を発生させる任意後見監督人の選任の請求権者について、公正証書によって本人が指定した者や法定後見の保護者である補助人及び補助監督人を加える方向で検討が進められてきたことから、任意後見開始の審判を請求することが

できる者について、これらの者を加える規律とした。

## 2 任意後見監督人の選任

前回の部会における議論を踏まえ、例外的に任意後見監督人を選任しないことができる制度を設けることとした。

任意後見監督人が欠けている場合に、家庭裁判所が請求又は職権で任意後見監督人を選任することとしている。なお、任意後見開始の審判の際ではなく、事後的に任意後見監督人を選任する場合も、家庭裁判所は任意後見監督人を選任できるものと解することとしている。当初任意後見監督人を選任しておらず、後から任意後見監督人を選任することも可能である。

そして、任意後見監督人が選任されていない場合において、任意後見人と本人の間に利益相反がある場合も想定されうるが、このような場合には、「明らかに任意後見監督人による監督の必要がない」に該当しないとして、任意後見監督人を選任することによって、対応することとなる。そのため、本人と任意後見人の間に利益相反があるかは、「明らかに任意後見監督人による監督の必要がない」かを判断する上での考慮要素の一つとなると思われる。

## 3 任意後見監督人の選任に当たっての考慮

部会資料31から大きな変更はない。任意後見契約の効力が生じた後にいて、任意後見監督人を選任する場合もあることを踏まえて、「本人及び任意後見受任者」とあるのを、「本人及び任意後見受任者又は任意後見人」と変更し、それに伴う若干の変更をした。

## 5 任意後見契約の制度と補助の制度との関係

### (1) 任意後見契約と補助の開始

任意後見契約法第4条第1項第2号及び第2項並びに第10条第3項を削除するものとする。

### (2) 任意後見契約が登記されている場合の補助開始の審判の請求権者

任意後見契約が登記されている場合に、本人の利益のために特に必要があると認めるときの補助開始の審判の請求権者に次の者を加えるものとする。

任意後見監督人（任意後見人が欠けたことにより任意後見契約が終了した時に任意後見監督人であった者（任意後見契約が終了した日から起算して一年を経過した者を除く。）を含む。）及び任意後見開始の審判を請求することができる者として公正証書によって本人の指定した者

5 (説明)

部会資料3 1から変更はない。

5 6 本人の意向の尊重及び身上の配慮

任意後見契約法第6条の規律を次のように改めるものとする。

- 10 ① 任意後見人は、任意後見人の事務を行うに当たっては、本人の心身の状態に応じて、本人に対し、任意後見人の事務に関する情報の提供をして本人のその事務に関する陳述を聴取することその他の適切な方法により、その事務に関する意向を把握するようにしなければならない。
- ② 任意後見人は、任意後見人の事務を行うに当たっては、前項に規定する方法により把握した本人の意向を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

15 (説明)

部会資料3 1から変更はない。

7 任意後見人の解任等

(1) 任意後見開始の審判の障害事由

20 任意後見契約法第4条第1項第3号ハの規律を次のように改めるものとする。

不正な行為その他任意後見人の任務に適しない事由がある者

(2) 任意後見人の解任

任意後見契約法第8条の規律を次のように、改めるものとする。

25 任意後見人が不正な行為をしたとき、又は任意後見人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることが相当でないときは、家庭裁判所は、任意後見監督人、補助人、補助監督人、本人、その親族若しくは検察官の請求により、又は職権で、任意後見人を解任することができる。

30

(説明)

1 任意後見開始の審判の障害事由

任意後見監督人の選任を必須のものとしないこととしたことから、任意後見監督人の選任の障害事由を任意後見開始の審判の障害事由と変更した。

35

2 任意後見人の解任

(1) 職権による任意後見人の解任

ア 任意後見監督人の選任を必須のものとしないこととしたことに伴い、  
任意後見人を職権で解任することができるようとした。

イ 前回の部会において、任意後見人を職権で解任することができる規律について、任意後見監督人が選任されていない場合に限定することを検討する必要がある旨の意見が出された。

確かに、現行法の趣旨からすると、本人が任意後見受任者との間の契約によって、任意後見受任者（任意後見人）が定められており、このような合意を尊重するために、任意後見監督人を選任している場合には、  
10 基本的には家庭裁判所が職権で任意後見人を解任することについては、謙抑的であることが適当であると考えられる。

もっとも、任意後見監督人が選任されているか否かによって、職権での解任が許容されるか否かの規律を書き分けることは、若干複雑な規定となり得ることから相当ではないと考えられ、また、任意後見監督人を選任することなく家庭裁判所が監督していたが、その後に、任意後見監督人を選任した場合では、個別の事情によっては、任意後見監督人を選任した直後に任意後見人を解任することが適当である事案が存在することも否定することができないように思われ、規律上は、任意後見監督人の選任の有無による区別をせずに職権で任意後見人の解任をする  
20 ことができるものとすることを提示している。

(2) 解任事由

解任事由は、部会資料31から変更はない。

前回の部会においては、任意後見人が任意後見監督人の指示に従わない場合には解任することができるようすべきであり、「任意後見人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることが相当でないとき」に該当し得ると整理すべきであるとの意見が出された。

任意後見監督人の職務が、任意後見人を監督することであること（現行任意後見契約法第7条第1項第1号）からすると、任意後見人が任意後見監督人の指示に従わない場合には、その指示の内容にもよるが、任意後見人の事務が本人のためのものとなっていないケースが多いように思われる。もっとも、任意後見監督人の指示が適切でないケースが存在し得ることも否定することはできないと思われることからすると、任意後見監督人の指示に従わないことのみで解任すべきであるとまではいえないようにも思われ、最終的には、当該事案の諸事情を踏まえて、判断されることになると思われる。

## 8 任意後見契約の解除

任意後見契約法第9条の規律を次のように改めるものとする。

- 5 ① 任意後見開始の審判がされる前においては、本人又は任意後見受任者は、いつでも、公証人の認証を受けた書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によって、任意後見契約の全部又は一部を解除することができる。
- 10 ② 任意後見開始の審判がされた後においては、本人又は任意後見人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約の全部又は一部を解除することができる。

### (説明)

部会資料3-1から変更はない。

なお、補助人と任意後見人が併存し、権限が重複して調整が必要な場合に、  
15 任意後見人が当該事務をすることが適切ではないと判断されるときは、任意後見契約の一部の解除によって、対応をすることが考えられる。

## 第5 成年後見制度に関する家事審判の手続

### 1 補助開始の審判事件等に係る精神の状況に関する意見の聴取及び鑑定

20 補助開始の審判事件等に係る精神の状況に関する意見の聴取及び鑑定について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 家庭裁判所は、補助開始の審判を受ける者となるべき者の精神の状況につき医師その他適当な者の意見を聴かなければ、補助開始の審判をすることができない。
- 25 ② 家庭裁判所は、特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ、特定補助人を付する処分の審判をすることができない。ただし、医師二人以上の意見を聴いて、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 30 ③ 家庭裁判所は、特定補助人を付する処分の審判を受けた者の精神の状況につき医師の意見を聴かなければ、第1の2(1)③による特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判をすることができない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

### (説明)

35 前回の部会において、特定補助人を付する処分の審判を設ける場合には、その本人が事理弁識能力を欠く常況にある者であるとの認定を慎重に行うべき

ことから、例外なく鑑定をしなければならぬとの規律とすべき（本文②のた  
だし書を削除すべき）である意見と、鑑定医が限定されている地域もあり、医  
師二人の意見を聴いて明らかにその必要がないと認めるときの例外を設けて  
おかないと速やかに保護を開始することが困難となる場合もあることから、  
5 そのような意見に反対する意見とが見られた。

これまでの部会においては、事理弁識能力を欠く常況にある者であるとの  
認定が慎重に行われるようとする必要があるという点においては、概ね異論  
はないと思われる。

もっとも、鑑定を例外なく必要的とすることについては、地域によっては、  
10 鑑定を引き受ける医師を確保することに期間を要する可能性があることや費用  
用を要することなどを背景に、これまでの部会においても一つの考え方とし  
て出されたことがあったものの支持する意見が広がることはなかった。また、  
パブリック・コメントで寄せられた意見においても、鑑定を必要的とすべきとの  
意見があった一方で、全件を鑑定とすることは鑑定医の確保という観点か  
らも困難であるし、利用者の費用負担も増すことから相当ではないとの意見  
15 があり、複数名（意見では「3人以上」）の医師の診断書を必要とするとの意  
見などがあったところであり、例外なく鑑定をしなければならないとする規  
律とすることにコンセンサスがあるとまではいえないようと思われる。

そして、代理権の付与の審判のみを利用する場合には事理弁識能力が不十  
20 分であることが認められる必要があるのみで、事理弁識能力の程度を認定す  
ることがないこと、補助人の同意を要する旨の審判を利用する場合でも同様  
であることを踏まえると、事理弁識能力を欠く常況にある者であるとの認定  
を必要とする場面が減ると思われる。その上で、特定補助人を付する処分の審  
25 判の請求をする場合には、事理弁識能力を欠く常況にある者であるとの認定  
が必要であるが、現行法の規律と異なり、医師二名以上の意見を聴くことと  
しており、医師二名以上の診断書などから明らかに鑑定の必要がないと認める  
ときにのみ鑑定をせずに審判をすることができるとしている。鑑定は、宣誓の  
30 上で鑑定をするという制度の側面から内容の正しさを確保するものであるが、  
このような制度的に内容の正しさを確保するものではないものの、複数名の  
医師の意見が合致するという観点からその内容の正しさを担保しようとする  
方策も合理的な方法であると思われる。

また、前回の部会においては、医師二名以上の意見の聴取について、医師二  
名のうち一名は専門医から意見を聴く運用とすることが望ましいとの意見が  
出された。そのような運用上の工夫によって、鑑定のように制度的な担保はな  
35 いものの、内容の正しさをより確保することが可能となるように思われ、その  
上で、鑑定の必要ないと判断することができないときは鑑定をすることで

対応することが可能であるように思われる。

以上を踏まえ、例外なく鑑定をする規律とすべきとの規律を設けることとせず、部会資料3-1の提案から変更していない

5 2 補助に関する審判事件における陳述及び意見の聴取

(1) 陳述の聴取

補助に関する審判事件における陳述の聴取について、次のような規律を設けるものとする。

家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、次に定める者（一、二及び四から十四までにあっては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならぬ。ただし、補助開始の審判を受ける者となるべき者及び補助開始の審判を受けた者については、その者の精神上の理由によりその者の陳述を聴くことができないときは、この限りでない。

- 一 補助開始の審判 補助開始の審判を受ける者となるべき者
- 二 補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判 補助開始の審判を受ける者となるべき者又は補助開始の審判を受けた者
- 三 補助人の同意に代わる許可の審判 補助人
- 四 特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判（第1の2③若しくは④又は第1の7②の規定による場合に限る。（2）において同じ。）
  - 特定補助人を付する処分の審判を受けた者及び特定補助人
- 五 特定補助人を付する処分の審判 特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者
- 六 取り消すことのできる行為の定めの審判 補助開始の審判を受ける者となるべき者又は補助開始の審判を受けた者
- 七 補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判（第1の2②又は第1の7②の規定による場合に限る。（2）において同じ。）補助開始の審判を受けた者及び補助人
- 八 補助人に対する代理権の付与の審判 補助開始の審判を受ける者となるべき者又は補助開始の審判を受けた者
- 九 補助開始の審判の取消しの審判 補助開始の審判を受けた者及び補助人
- 十 取り消すことのできる行為の定めの審判の取消しの審判 補助開始の審判を受けた者及び特定補助人
- 十一 補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判 補助開始の審判を受けた者及び補助人
- 十二 補助人又は補助監督人の選任の審判 補助開始の審判を受ける者

となるべき者又は補助開始の審判を受けた者

十三 補助人の解任の審判 補助開始の審判を受けた者及び補助人

十四 補助監督人の解任の審判 補助開始の審判を受けた者及び補助監督人

5 十五 特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判 特定補助人を付する処分の審判を受けた者

(2) 意見の聴取

補助に関する審判事件における意見の聴取について、次のような規律を設けるものとする。

10 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、市町村長その他適当な者に対し、本人の心身の状態、生活の状況その他の必要な事項に関する意見を求めることができる。

一 補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判

二 特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判

15 三 特定補助人を付する処分の審判

四 取り消すことのできる行為の定めの審判

五 補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判

六 補助人に対する代理権の付与の審判

20 七 取り消すことのできる行為の定めの審判の取消しの審判

八 補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判

九 補助人の選任の審判

十 補助人の解任の審判

25 (説明)

取り消すことのできる行為の定めの審判の規律を設けないこととする提案をしていることに伴い、取り消すことのできる行為の定めの審判及びその取消しの審判に関する規律を削除する修正をした。

30 また、(1)四において、特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判の陳述の聴取について、補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判がされたことによって特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判をする場合には陳述の聴取の対象から除外していた。これは、補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判をする際に陳述の聴取をすることから重ねて陳述を聴取するとの規律を設ける必要がないと考えたことによるものである。

35 その上で、特定補助人を付する処分の審判がされたことにより補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判を取り消す場合((1)七)についても、

同様に、特定補助人を付する処分の審判をする際に本人の陳述を聴取することとしていることから((1)五の規律)、同審判がされたことによって補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判を取り消す際に重ねて陳述を聴取する必要はないと考えられる。そのため、(1)七の規律を修正した。

5

### 3 補助に関する審判事件における保全処分

補助の事務の監督の審判事件を本案とする保全処分について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 家庭裁判所は、補助の事務の監督の審判事件が係属している場合において、補助開始の審判を受けた者の利益のため必要があるときは、補助の事務の監督の審判の申立てをした者の申立てにより又は職権で、補助人が財産の目録の作成を終わるまでの間、補助人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。
- ② ①による補助人の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止される補助人、他の補助人又は①により選任した職務代行者に告知することによって、その効力を生ずる。
- ③ 家庭裁判所は、いつでも、①により選任した職務代行者を改任することができる。
- ④ 家庭裁判所は、①により選任し、又は③により改任した職務代行者に対し、補助開始の審判を受けた者の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

(説明)

部会資料3 1から変更はない。

25

### 4 補助に関する審判事件における家事審判に対する即時抗告

補助に関する審判事件における家事審判に対する即時抗告をすることができる審判及び即時抗告権者について、次のような規律を設けるものとする。

次に掲げる審判に対しては、次に定める者(一及び五にあっては、申立て人を除く。)は、即時抗告をすることができる。

- 一 補助開始の審判 民法及び任意後見契約法において補助開始の審判を申し立てることができるとされる者
- 二 補助開始の申立てを却下する審判 申立て人
- 三 補助人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立て人
- 四 特定補助人を付する処分の審判の取消しの申立てを却下する審判 民

法において特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判を申し立てる  
ことができるとされる者

五 特定補助人を付する処分の審判 民法において特定補助人を付する処  
分の審判を申し立てることができるとされる者

5 六 特定補助人を付する処分の審判の申立てを却下する審判 申立人

七 補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法において補助  
開始の審判の取消しの審判を申し立てることができるとされる者

八 補助人の解任の審判（第1の4(1)一及び二の事由により解任された場  
合に限る。） 補助人

10 九 補助人の解任の申立てを却下する審判 申立人、補助監督人並びに補  
助開始の審判を受けた者及びその親族

十 補助監督人の解任の審判 補助監督人

十一 補助監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人並びに補助開始  
の審判を受けた者及びその親族

15 十二 特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達  
の嘱託の審判 特定補助人を付する処分の審判を受けた者及びその親族

十三 特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達  
の嘱託の取消し又は変更の審判 特定補助人

20 十四 特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達  
の嘱託及びその取消し又は変更の申立てを却下する審判 申立人

十五 補助開始の審判を受けた者の死亡後の死体の火葬若しくは埋葬に関する  
契約の締結又は相続財産の保存に必要な行為についての許可の申立てを却下する審判 申立人

(説明)

25 部会資料31から変更はない。

## 5 任意後見契約法に規定する審判事件に係る家事審判の手続

(1) 任意後見契約法に規定する審判事件における手続行為能力

30 補助人と任意後見人との併存がされることとすることに伴い、家事事  
件手続法（平成23年法律第52号）第218条の規律を次のように改め  
るものとする。

35 次に掲げる審判事件（三及び五の審判事件を本案とする保全処分につ  
いての審判事件を含む。）においては、補助開始の審判を受ける者となる  
べき者及び補助開始の審判を受けた者（未成年者及び特定補助人を付す  
る処分の審判を受けた者に限る。）は、法定代理人によらずに、自ら手続  
行為をすることができる。その者が補助開始の審判を受けた者（手続行為

をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。)であって、補助人又は補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

- 二 任意後見開始の審判事件
- 二 任意後見監督人の選任の審判事件
- 三 任意後見監督人の解任の審判事件
- 四 任意後見人の事務の監督の審判事件
- 五 任意後見人の解任の審判事件
- 六 任意後見契約の解除についての許可の審判事件

(2) 任意後見契約法に規定する審判事件における陳述の聴取の規律

家事事件手続法第220条第1項の規律を次のように改めるものとする。

家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、次に定める者（申立人を除く。）の陳述を聴かなければならない。ただし、本人については、本人の精神上の理由により本人の陳述を聞くことができないときは、この限りでない。

- 一 任意後見開始の審判 本人
- 二 任意後見監督人の選任の審判 本人
- 三 任意後見監督人の解任の審判 本人及び任意後見監督人
- 四 任意後見人の解任の審判 本人及び任意後見人
- 五 任意後見契約の解除についての許可の審判 本人及び任意後見人

(3) 任意後見契約法に規定する審判事件における意見の聴取の規律

家事事件手続法第220条第2項の規律を次のように改めるものとする。

家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、次に定める者の意見を聴かなければならない。

- 一 任意後見開始の審判 任意後見受任者
- 二 任意後見監督人の選任の審判 任意後見監督人となるべき者

(説明)

1 任意後見契約法に規定する審判事件における手続行為能力

部会資料31から実質的な変更はないが、改めて説明すると次のとおりである。

現行法下では、補助開始の審判がされて補助人や被補助人がある場面では任意後見契約法に規定する審判事件は任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判事件のみであったが、補助人と任意後見人との併存ができることとすることに伴い、その他の任意後見契約法に

規定する審判事件において補助開始の審判を受けた者が存在することとなり、任意後見契約法に規定する審判事件の手続に関与することが考えられる。

そのため、その点に関する規定の整備をしたものである。

5 なお、部会資料31においては、家事事件手続法第140条第1号後段を削除することを本文に記載していた。そのような規律の見直しをすることに変更はないが、任意後見契約法第10条第3項の規定を削除することについては、第4の5(1)の本文（ゴシック）において記載しており、そのことによる当然の帰結であることから、本文に記載しないこととした。

10 2 任意後見契約法に規定する審判事件における陳述及び意見の聴取  
任意後見開始の審判の規律を設けることに伴い、陳述の聴取の規律について所要の修正をし、意見の聴取についても本文に記載することとした。その他、形式的な修正をした。

15 第6 補助開始の審判を受けた者等に関する手続法の規定

1 補助開始の審判を受けた者等の民事訴訟における訴訟能力等

(1) 訴訟能力

20 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第31条の規律を次のように改めるものとする。

未成年者及び特定補助人を付する処分の審判を受けた者は、法定代理人によらなければ、訴訟行為をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができる場合は、この限りでない。

(2) 補助開始の審判を受けた者の訴訟行為の特則

25 民事訴訟法第32条の規律を次のように改めるものとする。

① 補助開始の審判を受けた者（訴訟行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。②において同じ。）又は未成年後見人その他の法定代理人が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、補助人若しくは補助監督人又は未成年後見監督人の同意その他の授権を要しない。

② 補助開始の審判を受けた者又は未成年後見人その他の法定代理人が次に掲げる訴訟行為をするには、特別の授権がなければならない。

一 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は民事訴訟法第48条（第50条第3項及び第51条において準用する場合を含む。）の規定による脱退

二 控訴、上告又は民事訴訟法第318条第1項の申立ての取下げ

三 民事訴訟法第360条（第367条第2項及び第378条第2項において準用する場合を含む。）の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意

(3) 証言拒絶権

5

民事訴訟法第196条の規律を次のように改めるものとする。

証言が証人又は証人と次に掲げる関係を有する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関するときは、証人は、証言を拒むことができる。証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関するときも、同様とする。

10

- 一 配偶者、四親等内の血族若しくは三親等内の姻族の関係にあり、又はあったこと
- 二 未成年後見人と未成年被後見人の関係にあること。
- 三 特定補助人と特定補助人をする処分の審判を受けた者の関係にあること。

15

(説明)

内容について部会資料31から変更はなく、その他に形式的な修正をした。

2 人事訴訟における訴訟能力等

20

人事訴訟法（平成15年法律第109号）第14条の規律を次のように改めるものとする。

25

- ① 人事に関する訴えの原告又は被告となるべき者が特定補助人をする処分の審判を受けた者であるときは、その特定補助人は、特定補助人をする処分の審判を受けた者のために訴え、又は訴えられることができる。ただし、その特定補助人が当該訴えに係る訴訟の相手方となるときは、この限りでない。
- ② ①のただし書の場合には、補助監督人が、特定補助人をする処分の審判を受けた者のために訴え、又は訴えられることができる。

30

(説明)

部会資料31から変更はない。

3 手続法上の特別代理人

(1) 民事訴訟法の特別代理人

35

民事訴訟法第35条の規律を次のように改めるものとする。

- ① 裁判長は、未成年者又は特定補助人をする処分の審判を受けた者

について、法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、民事訴訟に関する手続が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより、特別代理人を選任することができる。

- 5 ② 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいてする。  
③ 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができる。  
④ 特別代理人が訴訟行為をするには、未成年後見人又は特定補助人と同一の授権がなければならない。

(2) 家事事件手続法、非訟事件手続法等の特別代理人

10 家事事件手続法第19条、非訟事件手続法(平成23年法律第51号)  
第17条等の規律を次のように改めるものとする。

- 15 ① 裁判長は、未成年者又は特定補助人をする処分の審判を受けた者について、法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、家事事件(非訟事件)の手続が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができる。  
② 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいてする。  
③ 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができる。  
④ 特別代理人が手続行為をするには、未成年後見人又は特定補助人と同一の授権がなければならない。  
20 ⑤ ①の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(説明)

25 部会資料31から変更はない。

## 第7 その他

後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)の規定その他の所要の規定を整備するものとする。

- 30 (説明)  
第1から第6までの規律の見直しに伴い、所要の規定の整備をするものとすることを記載した。